|  |  |
| --- | --- |
| 研修会・講演会名 | ＜民事法務部＞　　　　　　　　　　　　　研修会申込番号：（民１８－０３）  **民法(債権関係)改正についての研修会〈全６回〉**  **第５回　債権法の改正 Ⅲ**  **（債務不履行責任、契約不適合責任）** |
| 内　　容 | ３ページ以降をご参照ください。 |
| 日　　時 | 第１回　平成３０年２月　６日（火）開催済  第２回　平成３０年３月　６日（火）開催済  第３回　平成３０年４月１０日（火）開催済  第４回　平成３０年６月１２日（火）開催済  **第５回　平成３０年７月１０日（火）**  ※以下は次回以降開催予定となります。  第６回　平成３０年８月　７日（火）  各回とも１５：００～１７：００（受付１４：３０） |
| 会　　場 | 本会大会議室（横浜市中区山下町２番地） |
| 講　　師 | 遠藤　史啓　氏（神奈川大学法学部　准教授） |
| 費　　用 | 無料 |
| 申込期限 | 平成３０年７月３日（火） |
| 対 象 者 | 神奈川県行政書士会会員 |
| 定　　員 | ８０名 |
| 備　　考 | ファックス又はホームページよりお申込みください。  全６回の開催予定ですが、今回はそのうち**第５回について**参加者を募集いたします。  全回参加を条件としておりませんので、途中回のみの参加も可能です。  したがいまして、各回独立した募集とさせて頂くため、次回以降を参加ご希望の方も、各回の募集告知の後その都度お申し込みください。  また、受講に際しては以下の４点を予めご了承ください。  ①研修会当日は六法（平成３０年版）を必ずご持参ください。小型のもの（「デイリー六法平成３０年版」、「ポケット六法平成３０年版」等）で構いません。  ②次回以降は日程・講師につき変更となることがございます。  ③研修内容が一部変更となる場合もございます。  ④本研修はＶ．Ｏ．Ｄ収録は致しません。 |

研修会へのお申し込みは，ホームページからのご利用にご協力ください。

**申　　込　　書**

平成３０年７月１０日（火）の研修会「民法（債権関係）改正についての研修会～第５回　債権法の改正 Ⅲ（債務不履行責任、契約不適合責任）～」に、受講の申し込みをします。

平成　　　年　　　月　　　日

　　　　申込番号：民１８－０３　　　　　　　会員番号（４ケタ）：

　支部名：　　　　　　　　　　支部　　　　　氏　名：

神奈川県行政書士会　ＦＡＸ　０４５－６６４－５０２７

e-mail　[gyosei@kana-gyosei.or.jp](mailto:gyosei@kana-gyosei.or.jp)

**民法（債権関係）改正についての研修会**

**第５回　債権法の改正 Ⅲ（債務不履行責任、契約不適合責任）**

～講　義　内　容～

２０１７年５月２６日に民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）が成立し、同年６月２日に公布されました。今回の改正は、一部の規定を除き、２０２０年４月１日から施行されます。

これまで民法の債権法関係の規定は、１８９６年に民法が制定された後、約１２０年間に渡り、ほとんど改正がなされませんでした。今回の改正は、民法のうち債権法関係の規定について、社会上の取引を支える最も基本的な法的基礎である、契約に関する規定を中心に、制定からこれまでの社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、実務上既に通用している基本的なルールを適切に明文化することを目的としたものです。

今回の研修では、この改正民法に関し、改正の概要や趣旨、従来の実務上の取り扱いとの相違点等について、実務家として知っておきたい事項・留意点について解説します。

各回共に今回の改正点の理解には欠かせない内容となっておりますので、個別申込みではございますが、全６回通しての受講をお勧め致します。

講義各回の詳細な内容（講義要領により、内容につき変動あり）

第１回　民法(債権関係)改正の経過、民法総則の改正 Ⅰ（法律行為、無効及び取消し）

1．はじめに

(1) 民法(債権関係)改正の必要性

(2) 改正までの経過

2．意思能力

(1) 意思能力の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 意思能力制度の明文化

3．意思表示

(1) 意思表示の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 錯誤法の現代化

(ｲ) 第三者保護規定の整備

4．無効及び取消し

(1) 意　義

(ｱ) 無効の意義

(ｲ) 取消しの意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 原状回復に関するルールの整備

第２回　民法総則の改正 Ⅱ（代理、時効）

1．代　理

(1) 代理の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 代理行為の瑕疵

(ｲ) 代理人の行為能力

(ｳ) 代理権の濫用

(ｴ) 自己契約と双方代理等

(ｵ) 表見代理

2．消滅時効

(1) 消滅時効の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 時効期間と起算点

(ｲ) 更新及び完成猶予

(ｳ) 時効の効果

第３回　債権法の改正 Ⅰ（法定利率、連帯債務、保証）

1．法定利率

(1) 法定利率の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 法定利率の引下げと変動制の導入

2．連帯債務

(1) 連帯債務の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 絶対的効力事由の削減

3．保　証

(1) 保証の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 保証人保護の拡充

第４回　債権法の改正 Ⅱ（債権者代位権及び詐害行為取消権、約款）

1．債権者代位権及び詐害行為取消権

(1) 意　義

(ｱ) 債権者代位権の意義

(ｲ) 詐害行為取消権の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点……ルールの明確化・合理化と判例法理

(ｱ) 債権者代位権

(ｲ) 詐害行為取消権

2．約　款

(1) 約款の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点

(ｱ) 定型約款に関する規定の創設

**第５回　債権法の改正 Ⅲ（債務不履行責任、契約不適合責任）**

**1．債務不履行**

**(1) 債務不履行の意義**

**(2) 現行法の立場**

**(3) 改正法の要点**

**(ｱ) 債務不履行責任の思想の転換**

**(ｲ) 解除・危険負担制度の整備**

**2．契約不適合責任**

**(1) 担保責任の意義**

**(2) 現行法の立場**

**(3) 改正法の要点**

**(ｱ) 不適合責任への転換**

第６回　債権法の改正 Ⅳ（賃貸借）

(1) 賃貸借の意義

(2) 現行法の立場

(3) 改正法の要点……判例法理の内在化

(ｱ) 賃貸借終了時のルールの明確化

(a) 敷　金

(b) 原状回復

(ｲ) 賃借権の効力

(ｳ) 地位の移転

　　　　　　　　　　　　　以　上